

法学類3年生へ

法学類教務委員会

早期卒業の申請について

卒業に必要な在学期間は4年間とされていますが、法学類所定の優秀な成績を修めた場合には、3年次終了時点での卒業も可能です（早期卒業制度：法学類ハンドブック 2019・52頁）。

この制度を利用する場合は、申請時に上記成績優秀者の要件を満たし、かつ、その意思を表示する必要がありますので、早めに申し出て申請書類を教務係で受け取ってください。

申請書類の提出期限は、次のとおりです。

3年次前期に申請する場合：令和3年4月23日（金）17時

3年次後期に申請する場合：令和3年10月22日（金）17時

なお、3年次終了時点で早期卒業の認定が得られなかった場合、卒業のために原則どおり4年間の在学が必要です。

（参考）法学類細則・抜粋

第19条 学生は、第3学年前期又は後期の掲示によって指示する期間内に、3年の在学をもって卒業すること（以下、本条において「早期卒業」という。）の申請をすることができる。

2 早期卒業の申請をするには、直近の学期までのGPA値が2.8以上であり、かつ修得単位数が、申請の時期に応じて以下の基準に達していなければならない。

イ 第3学年前期に申請する場合 84単位以上

ロ 第3学年後期に申請する場合 105単位以上

3 早期卒業の申請をした者については、第3学年の終了時において、学域規程第21条第1項、別表第2及び本細則別表第1に定める卒業に必要な単位を修得し、かつ次の各号のいずれかに該当する場合に限り、早期卒業を認定する。

イ GPA値が3.0以上である場合

ロ GPA値が2.8以上であり、本学大学院法学研究科の入学試験に合格しており、同研究科への進学を確約（※）できる場合

※「入学確約届」の提出が必要になります。

なお、法曹養成プログラムの修了かつ早期卒業予定者を対象にした特別選抜に合格し、本学法科大学院へ入学する場合には、GPA値が2.9以上であることを要します（法学類細則第4条の2第4項）。